交運共済生協のご契約者の皆さまへ

大切なお知らせです。必ずお読みください

交運共済生協から こくみん共済 coop への ご契約の移転について

交運共済（JR職域生協）
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

ご契約者の皆さまへ

全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
理事長　松岡 裕次

謹啓　平素より交運共済生協をご利用いただき、誠にありがとうございます。
交運共済生協は、1963年4月に設立し、名称を「全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（交運共済生協）」に改称した後もＪＲ会社およびＪＲ関連会社で勤務する組合員の福祉向上を目的とし、今日に至るまで生協の基本である「助け合いの精神」にもとづき、ＪＲ職域における組合員の相互扶助と労働運動の発展に寄与してきました。

将来にわたって安定した運営を行っていくために事業規模の拡大や経費削減などの経営努力を行ってきましたが、近年では保険市場の競争激化に加えて交運共済生協のマーケットがＪＲ職域に限定されていることや「共済」に対する意識の変容も相まって、将来的に組合員数の減少が避けられない状況にありました。

こうした厳しい環境を踏まえ、交運共済生協としての今後の事業のあり方について客観的な視点も取り入れるため、第三者機関による「経営診断」を実施しました。

その「経営診断」の分析結果も踏まえて、交運共済生協の将来的な事業運営のあり方について様々な角度からの検証・討議を重ねた結果、中長期的に交運共済生協単独での共済制度の安定的な維持・運営が難しいとの判断をするに至りました。

そのため、組合員の皆さまに対して安定的に保障を提供し続けるためにはこくみん共済 coop ＜全労済＞（契約件数2,932万件・2021年度）と連携していくことが組合員の皆さまにとって最善の策であると判断し、2023年7月1日よりこくみん共済 coop ＜全労済＞へ契約移転することについて、第122回通常総代会（2021年6月17日開催）にて提起・承認されました。

こくみん共済 coop ＜全労済＞は交運共済生協が理念とする「組合員とそのご家族、そして仲間のために助け合う相互扶助」を共有できる団体です。現在も交運共済生協にて取り扱うマイカー共済、自賠責共済、総合医療共済（子供生命共済含）の各共済制度はこくみん共済 coop ＜全労済＞が引受団体であり、この間も一貫して事業上の重要なパートナーでありました。こくみん共済 coop ＜全労済＞との連携強化によって共済制度の安定化はもとより、組合員の皆さまのニーズに応じた魅力ある商品の提供、損害調査体制の充実などサービスの向上が図られることで、組合員の皆さまの利益につながると考えています。

2023年6月30日をもって組合員の皆さまに現在ご加入いただいております交運共済生協の各共済制度（火災共済、３保障制度、地震風水害共済、交通災害共済、生命共済、入院共済）は交運共済生協での事業の取り扱いが終了となりますので、2023年7月1日以降はこくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度をご案内させていただきます。

組合員の皆さまには引き続きご契約いただきますようお願いいたします。

また、本冊子にはご契約の移転先であるこくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度など、組合員の皆さまにとって大切な情報を記載しております。

ぜひご一読いただきますようよろしくお願いいたします。

謹白

2022年10月

1 交運共済生協と こくみん共済 coop ＜全労済＞

交運共済生協とは

交運共済生協は正式名称を「全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合」といい、消費生活協同組合法にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された共済事業を行う生協です。1963 年の設立以来、ＪＲ会社およびＪＲ関連会社で勤務する組合員の福祉向上を目的とし、今日に至るまで生協の基本である「助け合いの精神」にもとづき、「総合共済」を基盤として「火災共済」「地震風水害共済」「交通災害共済」「生命共済」「入院共済」など、ＪＲ職域における組合員とそのご家族の皆さまの暮らしに必要な保障を提供してまいりました。

こくみん共済 coop ＜全労済＞とは

こくみん共済 coop ＜全労済＞は、正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、消費生活協同組合法にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された共済事業を行う生協です。1957 年の設立以来、こくみん共済 coop ＜全労済＞は営利を目的としない保障の生協として、全国にネットワークを広げた活動を行っており、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」を理念に、取り組みをすすめています。

交運共済生協とこくみん共済 coop ＜全労済＞の関係

交運共済生協とこくみん共済 coop ＜全労済＞は 1980 年に「自動車共済連」として共に自動車共済事業を取り扱って以来、密接な関係にあります。

交運共済生協元受制度の改定時には、こくみん共済 coop ＜全労済＞に助力をいただいた経緯や組合員のニーズに応えるために取り扱う共済制度を拡充する際には、交運共済生協独自で新たな共済制度を設けることが困難であるため、こくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度である「マイカー共済」「自賠責共済」「総合医療共済（子供生命共済含）」を取り扱うことで保障の幅を広げてきました。

交運共済生協と共通する「相互扶助」の精神で労働者共済事業を営み、この間も一貫して重要なパートナーであるこくみん共済 coop ＜全労済＞に契約移転の申し入れを行い、今回の契約移転に至りました。

2 こくみん共済 coop ＜全労済＞への契約移転について

契約移転に伴い 2023 年 7 月 1 日からは、こくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度をご利用いただくことになります。ただし、共済制度によっては制度内容が同一ではないため、保障内容が異なる場合があります。なお、総合共済、マイカー共済、自賠責共済、総合医療共済、子供生命共済は制度内容等に変更はございません。

※所属している協力団体や個人加入などによりご加入できる共済制度が異なります。

※総合共済は今回契約移転を行いません。引き続き交運共済生協にて、ご契約をお引き受けいたします。

契約移転について

〈2023 年 6 月 30 日まで〉

〈2023 年 7 月 1 日以降〉

労働組合等の所属によるこくみん共済 coop ＜全労済＞移転制度の違い

こくみん共済 coop ＜全労済＞では、労働組合・退職者組織等の協力団体※に所属している組合員（協力団体契約扱い）と協力団体に所属していない組合員（居住域契約扱い）とで、ご利用いただくことのできる共済制度が異なります。

※「協力団体」とは、職場の労働組合や共済会・互助会・厚生会等でこくみん共済 coop ＜全労済＞が認めたものをいいます。

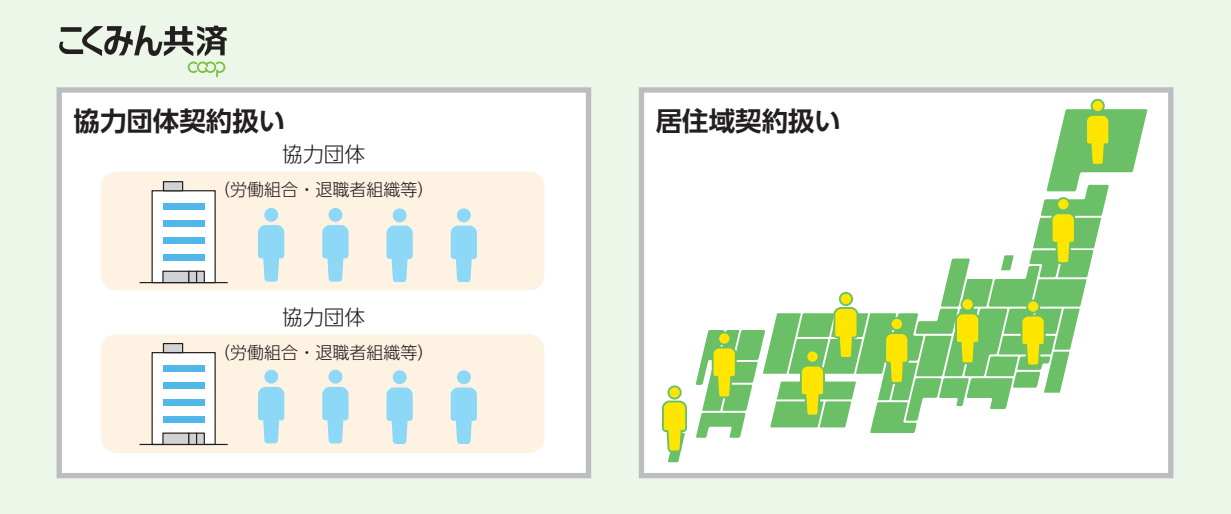

■ 協力団体契約扱い（協力団体に所属している組合員）

労働組合・退職者組織等の団体がこくみん共済 coop ＜全労済＞における「協力団体」となり、こくみん共済 coop ＜全労済＞の各種共済制度をご利用いただくことができます。また、こくみん共済 coop ＜全労済＞では、協力団体のみで取り扱う共済制度があります。こくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度は、右記二次元コードをお読み取り、ご覧ください。

協力団体契約扱い

こくみん共済 coop ＜全労済＞
移転制度パンフレット

■ 居住域契約扱い（協力団体に所属していない組合員）

労働組合等の団体に所属していない組合員の皆さまは、「居住域」の組合員として、こくみん共済 coop ＜全労済＞の各種共済制度をご利用いただくことができます。こくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度は、右記二次元コードをお読み取り、ご覧ください。

居住域契約扱い

こくみん共済 coop ＜全労済＞
移転制度パンフレット

3 契約移転にあたっての手続き

2023年7月1日以降は、こくみん共済 coop ＜全労済＞ の共済制度へ契約移転することになります。

そのため、交運共済生協のご契約を解約いただき、こくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度に新規加入していただく必要があります。契約移転手続きの詳細は、下記「契約移転にあたっての手続きのご案内」に記載の二次元コードをお読み取り、ご覧ください。

契約移転にむけて、組合員の皆さまには「移転申込書兼解約届（以降：移転申込書）」を2023年1月頃にご案内いたします。今回の手続きは、こくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度への自動的な契約移転とならず、また、契約移転する・しないに関わらず、「移転申込書」のご提出が必要となりますので、必ずお手続きいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回「移転申込書」をご提出いただけない場合には、2023年6月30日をもって契約終了となります。

契約移転にあたっての手続きのご案内

協力団体契約扱い

交運共済生協から
こくみん共済 coop ＜全労済＞
への契約移転手続きのご案内

居住域契約扱い

交運共済生協から
こくみん共済 coop ＜全労済＞
への契約移転手続きのご案内

各共済制度の契約移転スケジュール

①火災共済、３保障制度、地震風水害共済、交通災害共済、生命共済、入院共済は 2023 年７月１日をもってこくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度へ契約移転となります。契約移転に関する手続きは、2023 年１月頃にご案内いたします。

②総合医療共済、子供生命共済は制度内容に変更がないため特段の手続きは不要ですが、団体割引の適用変更により掛金が変わる場合があります。

③マイカー共済はこくみん共済 coop ＜全労済＞の元受制度であることから制度内容に変更がないため、満期ごとの契約更新時にご案内をいたしますが、団体割引の適用変更により掛金が変わる場合があります。また、引き落とし口座の再登録等の手続きが必要となる場合があります。

契約移転にあたってのスケジュール

●：契約移転申込書兼解約届発送予定　◆：返送締切　▼：新掛金の収納

交運共済生協の共済名称	掛金収納方法	2023年 1月 上旬	中旬	下旬	2月 上旬	中旬	下旬	3月 上旬	中旬	下旬	4月 上旬	中旬	下旬	5月 上旬	中旬	下旬	6月 上旬	中旬	下旬	7月1日
火災共済、3 保障制度、地震風水害共済、交通災害共済、生命共済、入院共済	給与控除	●	―	―	―	―	―	◆											▼※1	移転契約発効日
	口座振替			●	―	―	―	―	―	◆									▼	

※契約移転は、**必ずお手続きが必要です。**

※1　協力団体により実際の給与天引の日程は異なります。

▼：新掛金の収納

交運共済生協の共済名称	掛金収納方法	2023年 6月 上旬	中旬	下旬	7月1日
総合医療共済・子供生命共済	口座振替			▼	新掛金の適用※2

※2　７月１日からの適用となる新掛金は、払込応当日からの変更となります。

※団体割引の適用が変更になります。**お手続きは不要です。**

●：マイカー共済継続申込書発送予定　◆：返送締切　▼：新掛金の収納

交運共済生協の共済名称	掛金収納方法	2023年 4月 上旬	中旬	下旬	5月 上旬	中旬	下旬	6月 上旬	中旬	下旬	7月 上旬	中旬	下旬	8月 上旬	中旬	下旬	9月 上旬	中旬	下旬
マイカー共済（６月満期契約）	口座振替				●	―	◆			▼	発効日								
マイカー共済（７月満期契約）						●	―	―	―	◆			▼	発効日					
マイカー共済（８月満期契約）								●	―	―	―	◆				▼	発効日		

※団体割引の適用が変更になる場合があります。契約更新は、**必ずお手続きが必要です。**

※9月満期契約以降も同様のスケジュールとなります。

自賠責共済

※自賠責共済の**お手続きは不要です。**満期時にご案内いたします。

〈問い合わせ先について〉

■「交運共済移転センター（コールセンター）」の設置について

移転制度や契約移転手続き方法等に関する各種問い合わせは「交運共済移転センター」にて対応いたします。交運共済移転センターの電話番号や受付時間等の詳細は、2023 年 1 月頃にご案内させていただく契約移転の書類の中でお知らせいたします。

■ 交運共済生協の事業本部等について

交運共済生協本部を除くその他の事業本部・支所・統括事業部・事業部は、2023 年 6 月末日をもって全て閉所となります。2023 年 7 月以降、総合共済および契約移転前の各種共済制度に関する問い合わせは、交運共済生協本部までご連絡ください。

■ 2023 年 7 月 1 日以降の問い合わせ先について

契約移転後のご契約は、こくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度をご利用していただくことになるため、所属する協力団体や各都道府県にあるこくみん共済 coop ＜全労済＞の拠点（推進本部・共済ショップ）が窓口となり、加入受付や契約内容の変更、共済金ご請求時の対応等を行っていくことになります。

■個人情報の共有について

契約移転に伴い、組合員の皆さまに現在ご利用いただいております各種共済制度（火災共済、３保障制度、地震風水害共済、交通災害共済、生命共済、入院共済）は 2023 年 6 月 30 日をもって加入引き受けが終了となり、2023 年 7 月 1 日からはこくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度をご利用いただくことになります。

こくみん共済 coop ＜全労済＞への円滑な契約移転をすすめるためにも、組合員・ご契約者の皆さまからお預かりし、交運共済生協にて管理している個人情報は、こくみん共済 coop ＜全労済＞と共有させていただきます。こくみん共済 coop ＜全労済＞と組合員・ご契約者の皆さまの個人情報を共有することは、2022 年 1 月 19 日に開催した第 124 回臨時総代会において承認がされております。

共有された個人情報は、契約移転にあたっての移転申込書の作成や契約移転後の制度内容、契約移転手続きなど、組合員・ご契約者の皆さまに契約移転に関わる内容をご案内する目的のためにのみ使用いたします。

組合員・ご契約者の皆さまにご不便・ご迷惑をおかけすることのないよう、こくみん共済 coop ＜全労済＞との間で連携を図り、契約移転をすすめてまいります。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

4 共済制度等の違い（Q&A）

組合員の皆さまにご案内する交運共済生協とこくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度の相違点は、主に以下の内容となります。

共通

Q 保障内容と共済掛金は同一ですか？

A 交運共済生協とこくみん共済 coop ＜全労済＞の共済制度は同一の制度ではありません。保障内容や共済掛金はこくみん共済 coop ＜全労済＞移転制度パンフレット（当ご案内 P.4 の二次元コード）をご参照ください。

Q 共済掛金の払込方法はどうなりますか？

A 移転申込書では、こくみん共済 coop ＜全労済＞における「協力団体契約扱い」「居住域契約扱い」それぞれのお支払い方法に合わせたご案内をいたします。「居住域契約扱い」となる組合員のお支払い方法は「口座引き落とし」となるため、預金口座振替依頼書を送付いたしますので、移転申込書とあわせてご提出をお願いいたします。
また、協力団体契約扱いとなる組合員は、所属されている協力団体ごとのお支払い方法になります。
※郵便振替の取り扱いはありません。

協力団体契約扱いのお支払い方法

こくみん共済 coop ＜全労済＞	
共済名	支払方法
住まいる共済 （火災共済・自然災害共済）	月払い
交通災害共済	
団体生命共済	

居住域契約扱いのお支払い方法

こくみん共済 coop ＜全労済＞	
共済名	支払方法
住まいる共済 （火災共済・自然災害共済）	年払い
交通災害共済	
せいめい共済	月払い
総合医療共済	年払い※

※交運共済生協 生命共済・入院共済が半年払いのご契約者には、年払いをご案内いたします。

Q 現在登録している引き落とし口座は、そのまま利用できますか？

A 現在ご登録いただいております引き落とし口座は、契約移転時において、あらためて口座の再設定をお願いする場合がございます。その場合は、各共済の契約満期時にご案内する移転申込書とあわせて預金口座振替依頼書のご提出をお願いいたします。

Q 出資金はどうなりますか？

A 2023年7月1日以降、こくみん共済coop <全労済>の共済制度をご利用いただく場合は、引き続き交運共済生協にて出資金をお預かりさせていただきますので、特段の手続きはございません。なお、2023年7月1日以降に共済制度（総合共済を含む）をご利用されない場合は、脱退および出資金返戻請求の手続きが必要となります。

火災共済・地震風水害共済

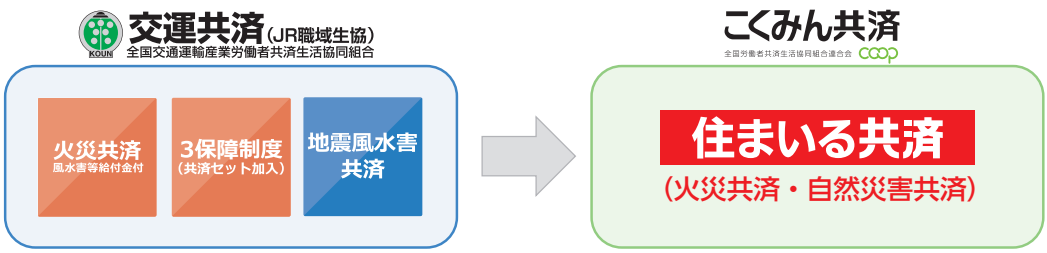

Q **交運共済生協の「火災共済」とこくみん共済 coop <全労済>の「住まいる共済」の違いはありますか？**

A 交運共済生協の「火災共済」とこくみん共済 coop <全労済>の「住まいる共済」は、同一制度ではないため、保障内容や共済掛金も同一ではありません。加入引受基準や保障範囲が異なるため、契約口数や保障内容等の変更が伴います。

Q **建物構造区分は変わりますか？**
また、契約移転する場合にはどのような手続きが必要ですか？

A 交運共済生協の「火災共済・地震風水害共済」は、「木造・耐火（鉄筋）」の２構造区分ですが、こくみん共済 coop <全労済>の「住まいる共済」は、「木造・鉄骨耐火・マンション」の３構造区分となります。
「住まいる共済」に契約移転される方は建物構造をご申告いただく必要がありますので、こくみん共済 coop <全労済>移転制度パンフレット（当ご案内 P.4 の二次元コード）に記載の「建物構造区分確認ガイド」にもとづいて、2023 年 1 月頃にご案内する契約移転の申込みの際に必ず手続きをお願いいたします。なお、ご申告内容によっては、別途書類をご提出いただく場合があります。

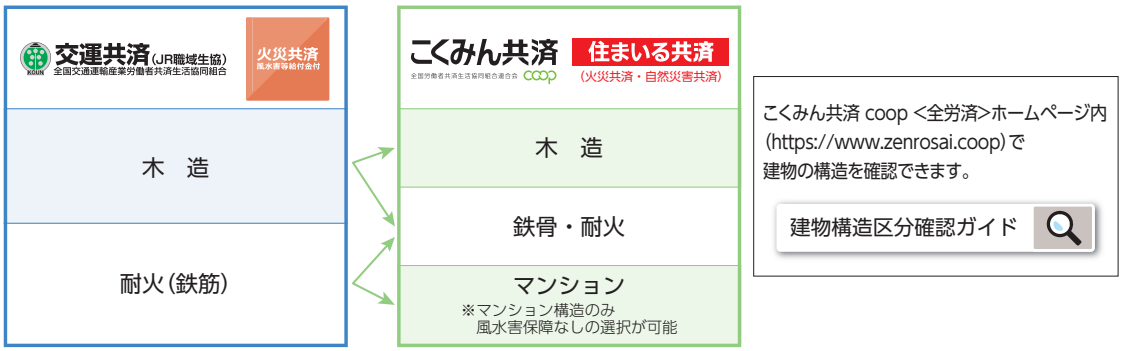

Q 賃貸住宅（借家・賃貸マンション・寮・社宅）は加入できますか？

A 交運共済生協の「火災共済・地震風水害共済」では、賃貸住宅であっても、建物と家財のどちらの契約にも加入することができますが、こくみん共済 coop ＜全労済＞の「住まいる共済」では、家財契約のみ加入することができます。また、貸主への賠償責任に対しては「借家人賠償責任特約」で備えていただくことができます（詳しくはこくみん共済 coop ＜全労済＞移転制度パンフレット（当ご案内 P.4 の二次元コード）をご確認ください）。

そのため、移転申込書では、こくみん共済 coop ＜全労済＞の保障額の目安に合わせた上で「借家人賠償責任特約※」をご案内いたします。

※こくみん共済 coop ＜全労済＞の「住まいる共済」に借家人賠償責任特約を付帯できる要件は、家財契約に 30 口（300 万円）以上加入した上で、借家人賠償責任特約 50 口（500 万円）以上（借用住宅の延床面積を問わず）にご契約いただく必要があります。

Q 別居の親族が所有・居住する建物および家財は加入できますか？

A 交運共済生協の「火災共済・地震風水害共済」とこくみん共済 coop ＜全労済＞ の「住まいる共済」では、加入引受基準が異なるため、組合員と建物の所有者が別生計の場合はご契約いただくことができません。そのため、交運共済生協の「火災共済・地震風水害共済」にて組合員と別生計の親族が所有・居住する建物および家財をご契約いただいている場合には、別生計の親族がこくみん共済 coop ＜全労済＞の組合員となり、こくみん共済 coop ＜全労済＞の「住まいる共済」にご契約いただく必要があります。

Q 現在の加入口数でそのまま移行できますか？

A こくみん共済 coop ＜全労済＞では、建物・家財の各加入口数において奇数口数でご契約いただくことができないため、移転申込書では偶数口数に調整した上でご案内いたします。

また、こくみん共済 coop ＜全労済＞の加入基準を超えている場合には、加入基準に合わせてご案内いたします。

Q 自然災害共済の口数の選択はどのようになりますか？

A こくみん共済 coop ＜全労済＞の自然災害共済は火災共済と同口数または半口数（1/2 口数）のいずれかを選択いただきます。そのため、移転申込書では、交運共済生協の地震風水害共済の口数が火災共済契約と同口数または半口数でないご契約者には、火災共済と同口数でご案内いたします。

移転申込書の案内例（地震風水害共済が火災共済と同口数または半口数でない場合）

交運共済		
火災	住宅	200 口
	家財	100 口
地震	住宅	150 口
	家財	80 口

こくみん共済 coop ＜全労済＞		
火災	住宅	200 口
	家財	100 口
自然	住宅	200 口
	家財	100 口

Q 見舞金の制度等で保障範囲が異なる点などがありますか？

A 主に下表の保障項目、保障金額が異なります。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">交運共済制度</th><th colspan="2">こくみん共済 coop ＜全労済＞制度</th></tr>
<tr><td rowspan="8">1口あたりの共済制度（最高限度額※1）、または1世帯あたりの共済制度額上限額</td><td colspan="2" rowspan="3">交運共済生協では保障されません。</td><td>● 失火見舞費用共済金</td><td>100万円または共済金額の20％ ※2 ※3</td></tr>
<tr><td>● 修理費用共済金（マンション構造かつ共済の目的である家財を収容する共済契約関係者以外の者が所有する借用住宅で賃貸借契約を締結している場合）</td><td>100万円または共済金額の20％ ※2 ※3</td></tr>
<tr><td>● 持ち出し家財共済金（家財契約がある場合のみ対象）</td><td>100万円または家財共済金額の20％ ※2 ※3</td></tr>
<tr><td>● 住居移転に伴う見舞金（加入限度の70％以上対象）</td><td>3万円 ※2</td><td colspan="2" rowspan="4">こくみん共済 coop ＜全労済＞では保障されません。</td></tr>
<tr><td>● 風水害等による見舞金（50口以上対象）</td><td>5,000円 ※2</td></tr>
<tr><td>● 半損以上の住宅災害に伴う見舞金</td><td>2万円 ※2</td></tr>
<tr><td>● 第三者から損害のてん補を受けた場合の見舞金</td><td>10万円 ※2</td></tr>
</table>

※1　「口数×1口あたりの共済金額」で計算される共済金額の1世帯あたりの最高限度額。
※2　1世帯あたりの共済金額の上限額を記載しています。
※3　いずれか小さい額が上限。
※4　●の保障は見舞金。

交通災害共済

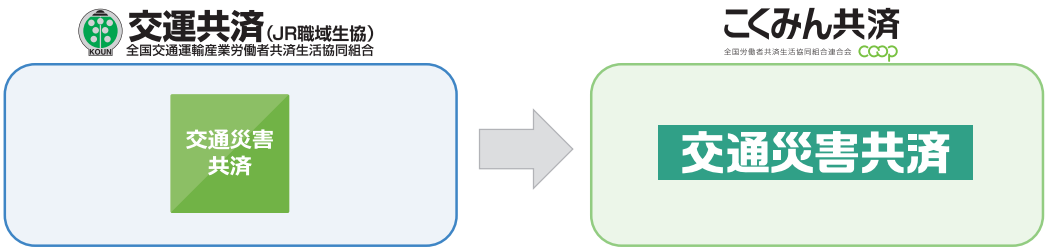

Q 交通災害共済に加入できる被共済者の範囲は同じですか？

A 交運共済生協の「交通災害共済」とこくみん共済 coop ＜全労済＞の「交通災害共済」では、加入引受基準が異なるため、組合員と同一生計であるか否かによって、ご契約いただけない場合があります。そのため、交運共済生協の「交通災害共済」にて組合員と別生計の親または子がご契約いただいている場合は、親または子自身がこくみん共済 coop ＜全労済＞の組合員となって、ご契約いただく必要があります。

交運共済生協
被共済者の範囲：本人　配偶者　親　子ども　同居・同一生計親族

こくみん共済 coop ＜全労済＞
被共済者の範囲：本人　配偶者　同一生計親族

※同一生計の「親や子ども」は、同一生計親族に含みます。

Q 交運共済生協にて加入している保障と同一の保障額で加入することができますか？

A 交運共済生協の「交通災害共済」とこくみん共済 coop ＜全労済＞の「交通災害共済」は、同一制度ではないため、保障内容や共済掛金も同一ではありません。移転申込書では、ご加入いただける保障額に合わせてご案内いたします。

移転申込書の案内例

交運共済		
交通災害共済	共済金額（死亡保障）	900 万円（6 口）
交通災害共済	共済金額（死亡保障）	150 万円（1 口）

こくみん共済 coop ＜全労済＞		
交通災害共済	共済金額（死亡保障）	500 万円（A 型 50 口）
交通災害共済	共済金額（死亡保障）	200 万円（A 型 20 口）

※（　）内は加入口数です。

Q 交運共済生協とこくみん共済 coop ＜全労済＞の保障内容は、主にどのような保障が異なりますか？

A 交運共済生協の「交通災害共済」では、たとえば、加盟組合が主催、または JR 会社・関連会社等と共催、あるいは JR 会社・関連会社等が主催するスポーツレクリエーション中の事故も保障の対象としていますが、こくみん共済 coop ＜全労済＞の「交通災害共済」では保障の対象外となります。

また、交運共済生協では、1 事故の被共済者 1 名につき証明書料 5,000 円をお支払いしておりますが、こくみん共済 coop ＜全労済＞ではお支払いできません。

生命共済・入院共済

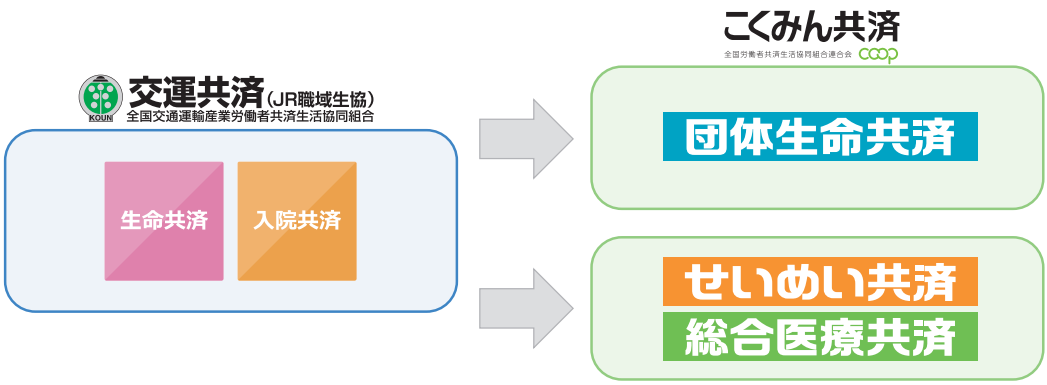

Q 交運共済生協にて加入している保障と同一の保障額で加入ができますか？

A 交運共済生協の「生命共済」「入院共済」とこくみん共済 coop ＜全労済＞の「団体生命共済」「せいめい共済」「総合医療共済」は、同一制度ではないため、保障内容や共済掛金も同一ではありません。移転申込書では、加入いただける保障額に合わせてご案内いたします。

■ 協力団体契約扱いの組合員へご案内する共済制度

交運共済生協の「生命共済」「入院共済」にご加入いただいており、協力団体（労働組合・退職者組織等）に所属されている組合員には、こくみん共済 coop ＜全労済＞の「団体生命共済」をご案内いたします。なお、移転申込書ではご加入いただける保障額に合わせてご案内いたします。

◆団体生命共済

協力団体※の構成員である方とその配偶者がご契約いただける共済制度です。協力団体ごとにまとまって加入するため、手頃な共済掛金であることに加え、１年契約であるため、ご家族のライフステージに応じたきめ細かい保障内容の見直しが可能です。なお、協力団体に所属していない組合員はご利用いただくことができません。

※「協力団体」とは、職場の労働組合や共済会・互助会・厚生会等でこくみん共済 coop ＜全労済＞が認めたものをいいます。

■ 居住域契約扱いの組合員へご案内する共済制度

協力団体（労働組合・退職者組織等）に所属されていない居住域契約扱いとなる組合員は、こくみん共済 coop ＜全労済＞の「せいめい共済」「総合医療共済」をご案内いたします。なお、移転申込書ではご加入いただける保障額に合わせてご案内いたします。

◆せいめい共済

組合員とその配偶者、および組合員と生計を一にする親族がご契約いただくことができ、死亡や重度の障がいを負った際の万一の備えとしての保障制度です。

◆総合医療共済

組合員とその配偶者、および組合員と生計を一にする親族がご契約いただくことができ、入院や手術に備えることのできる保障制度です。

その他共済

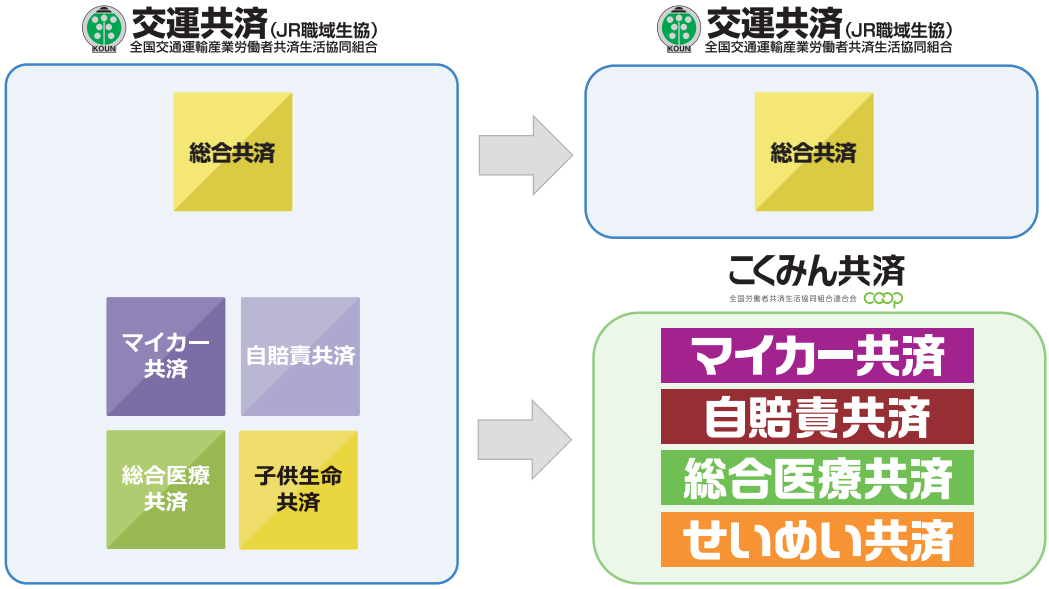

Q 契約移転に伴って、マイカー共済は何か変わりますか？

A マイカー共済はこれまでもこくみん共済 coop ＜全労済＞が契約引受団体であり、2023 年 7 月 1 日以降も同様の取り扱いとなるため、制度内容等に大きな変更はありません。
ただし、契約移転に伴い、2023 年 7 月 1 日以降は協力団体への所属などによって団体割引率が異なるため、共済掛金が変動する場合があります。また、共済掛金の引き落としのために口座を新たに設定いただきます。なお、ゆうちょ銀行、各労働金庫より共済掛金の引き落としをしている場合は、引き続き同口座より共済掛金の引き落としをしますので、手続きは不要となります。
2023 年 7 月 1 日以降更新を迎える契約から順次契約更新のご案内を更新月の 2 ヵ月前を目途にお送りしますので詳細をご確認の上、お手続きをお願いします。
※郵便振替の取り扱いはありません。

Q 契約移転に伴って、自賠責共済は何か変わりますか？

A 自賠責共済はこれまでもこくみん共済 coop ＜全労済＞が契約引受団体であり、2023 年 7 月 1 日以降も同様の取り扱いとなります。自賠責共済は国の法律によって加入が義務づけられている制度であるため、共済団体・保険会社に関わらず、共通の補償内容や共済掛金・保険料となります。

Q 契約移転に伴って、総合医療共済・子供生命共済は何か変わりますか？

A 総合医療共済・子供生命共済はこれまでもこくみん共済 coop ＜全労済＞が契約引受団体であり、2023 年 7 月 1 日以降も同様の取り扱いとなるため、制度内容等に大きな変更はありません。
ただし、契約移転に伴い、2023 年 7 月 1 日以降は団体割引の適用が終了します。詳細は、あらためてご案内いたします。

その他

Q **2023 年 6 月 30 日以前に発生した交運共済生協の各種共済制度（火災共済、３保障制度、地震風水害共済、交通災害共済、生命共済）の共済金請求事案を、2023 年 7 月 1 日以降手続きする場合はどのような手続きをおこなう必要がありますか？**

A 共済金請求期間は事由発生日から「3 年」となります。事由発生日から 3 年以内に漏れなく共済金の請求をいただきますようお願いいたします。共済金請求にあたっては、交運共済生協本部までご連絡ください。

本冊子についてご不明な点などがある場合につきましては、最寄りの交運共済生協までご連絡願います。

交運共済（JR職域生協）
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

http://www.kouun.or.jp/index.html